

包括医療費支払い制度（DPC）について

当院では国が推奨する医療費支払い制度である、**包括医療費支払い制度方式（DPC）**を採用しています。

DPCとは従来の診療行為ごとの点数をもとに計算する「出来高払い方式」とは異なり、入院期間中に治療した病気の中で最も医療資源を投入した一疾患のみに厚生労働省が定めた1日当たりの定額の点数からなる包括評価部分（入院基本料、検査、投薬、注射、画像診断など）と、従来どおりの出来高評価部分（手術、胃カメラ、リハビリなど）を組み合わせて計算する方式です。

1日当たりの定額の点数は、「診断群分類」と呼ばれる区分ごとに、入院期間に応じて定められています。

入院医療費＝包括評価部分＋出来高部分

～包括部分～		～出来高部分～
入院基本料		手術
検査		内視鏡検査
投薬	+	カテーテル検査
注射		リハビリテーション
画像診断		退院時処方
一般処置 など		諸加算 など

※食事代は別途ご負担いただきます

- 入院途中で病状や治療内容が変わり、主治医により決定される診断群分類が変更となった場合（主に治療した病名が変わった場合など）には、入院初日にさかのぼり医療費の計算をやり直します。月をまたいで変更となった場合、退院時にて過不足を調整いたしますのでご了承ください。
 - DPCでは、病名の分類ごとに包括評価入院期間が決められており、この期間を超えた日から「出来高払い方式」での計算となります。
 - DPCは、「1回の入院に対して一つの病気を治療する」という考えに基づいて定められた制度ですので、入院中はその病気の治療に専念いたします。入院中に他の病院に受診することは基本的にできません。当院にて治療を行っていない専門科に入院前からの予約があるなどの特殊な事情等ございましたら、必ず事前に主治医、担当看護師、または医療相談員にご相談ください。ご理解の程よろしく申し上げます。
- その他、ご不明な点がございましたら、医事課までお問い合わせください。